

審 査 請 求 書

平成24年 4月 2日

大分県知事 広瀬勝貞殿

審査請求人 住所 大分市坂ノ市西1-5-22
氏名 M(55歳)印
審査請求代理人 住所 大分市明礮1-4-1
(送付先) 氏名 藤沢 架住(72歳)印
審査請求代理人 住所 大分市東八幡3丁目4組
氏名 平尾 広喜(88歳)印
審査請求代理人 住所 大分市東大道3-2-6
氏名 福間 健治(56歳)印

生活保護法による生福第568397号(平成24年2月6日付)の大分市市福事務所の保護決定(変更)処分について不服があるので次の通り審査請求をする。

(1) 審査請求に係る処分

保護決定(変更)による就労収入の処分について

(2) 審査に係る処分があったことを知った日

平成24年2月8日

(3) 不服審査請求の趣旨および理由

M(55歳)は、平成11年8月18日から生活保護受給を開始し、今日に至っている。家族は、妻(62歳)、長女(26歳)の3人です。

平成24年1月下旬、Mから、支給されている毎月の生活保護費では、生活ができないとの訴えがあった。

同年2月初旬、Mと審査請求代理人の平尾広喜が同席し、担当者から聞き取り調査したところ、「本人の申し立て収入申告額とは別の計算(最低賃金制)で就労収入が認定され、当月分保護費支給額が大幅に減額されている」ことが明らかになった。

この内容を平成23年11月分の保護費支給明細書で見ると、Mの収入申告額3万2千円に対し、福祉事務所の計算は時給643円で1日7時間、月25日就労したとして得た112,525円から基礎控除24,080円を差し引き、88,445円を就労収入として認定している。その差額は56,445円となっている。

このことにより、M家族は、最低生活もままならず、長期にわたり家賃、電気・水道・ガス代などの滞納を余儀なくされ、同僚の大工などから借金をして、日々の生活を繋いできた。平成24年2月分からは、Mと審査請求代理人の平尾広喜の指摘により、保護決定（変更）処分がおこなわれ、通常取り扱いとなった。

誤りを指摘されたこの時点で、福祉事務所は、保護費の遡及措置を直ちにおこなうべきであるにもかかわらず、なんら対応していないことは問題である。

この件について、同年2月27日、大分市福祉事務所長に対し、Mが生活保護を受給した平成11年8月から平成24年1月までの、本人からの月額収入申告額と福祉事務所が最低賃金制で算定したとされる収入認定額、及びその差額について明らかにするよう求める要望書を提出した。

同年3月16日の市議会一般質問で、審査請求代理人の福間健治の質問に、福祉保健部長は、「資料等が残され、確認できる平成19年3月から平成24年1月まで、本人申告による収入充当額は合計2,104,180円、福祉事務所の収入充当額は4,044,348円その差額は1,940,168円」ということを明らかにした。また平成19年3月以前の分についても調査を約束した。

12年6ヶ月間にもわたってこうしたことが行われていたとするならば、生活保護法、憲法25条に基づく生存権を侵害する許されない行為である。

（不服の理由）

- ① 大分市福祉事務所は、本人が了解したとしても、本人の実際の収入と違う金額で認定することは、健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的とした生活保護法に違反する。
- ② 就労収入認定は、本人の収入申告額を基本とすべきである。にもかかわらず、車の保有・使用の条件に、最低賃金に相当する収入をあげることを強制してきたことは、行過ぎた指導・指示によるものであり、違法行為である。

同法27条は、保護の実施機関は、被保護者に対し、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導または指示をすることができるとしているが、指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度にとどめなければならない。被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならないと指摘している。

③上記の指導・指示の強制により、M家族は、日々の生活もままならず、長期にわたり家賃、電気・水道・ガス代などの滞納を余儀なくされ、同僚の大工などから借金をせざる得ない状況に追い込むなど、肉体的・精神的な苦痛を12年6ヶ月間も強いり、健康で文化的な最低限度の生活を長期にわたり奪ってきたことは重大な人権侵害行為である。

④以上指摘したように、生活保護法の目的、憲法25条の精神を逸脱する生存権を侵害する許されない行為である。

以上の理由から、平成11年8月から平成24年1月分までの、福祉事務所の瑕疵による就労収入認定の誤りによる保護決定（処分）の取り消すことを求める。

(4) 処分庁の教示の有無及びその内容

この処分について不服があるときはその処分があったことを知った日の翌日から換算して60日以内に大分県知事に対して審査請求をすることができる。

(5) 本件の審査については、行政不服審査法25条1項ただし書きによる口頭審理および同法33条2項による処分庁から、提出された書類その他の物件の閲覧を求める。

以上